（名称等）　　　　　　　　　　全体についての消防計画

年　　月　　日作成

１　目的

この計画は、消防法第８条の２第１項に基づき、統括防火管理者が、　　（名称等）　　　　　　　　　　における全体についての防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

２　消防計画の適用範囲

　⑴　この計画は、（名称等）　　　　　　　　　　に勤務し、出入りし、又は居住する全ての者に適用する。

　⑵　各事業所の管理権原の及ぶ範囲は、別表　　に明示する部分とする。

３　防火対象物全体についての防火管理業務の一部委託

（

別表　　防火管理業務の一部委託状況表のとおり。

４　各管理権原者の責務

　⑴　各管理権原者は、（名称等）　　　　　　　　　　の各管理権原の責任範囲における防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。

　⑵　各管理権原者は、消防法施行令第４条に規定する資格を有する者のうち、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を協議の上、統括防火管理者として選任し、防火管理上必要な業務の内容について説明をした上で、防火管理業務を行わせなければならない。

　⑶　前項の規定により、統括防火管理者を選任したときは、防火管理対象物における管理権原者の主要な者として（氏名等）　　　　　　　　　を代表者として指定し、代表者名をもって届出を行うものとする。

　⑷　各管理権原者は、統括防火管理者が全体についての消防計画を作成（変更）する場合は、必要な指示を与えなければならない。

　⑸　各管理権原者は、防火上の不備や消防設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

５　各事業所の防火管理者の責務

　　各防火管理者は、統括防火管理者の指導及び指示を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について、統括防火管理者へ報告しなければならない。

　⑴　防火管理者を選任又は解任したとき

　⑵　消防計画を作成又は変更したとき

　⑶　その他火災予防上必要な事項

　⑷　防火管理者は、相互の連絡を保ち協力しなければならない。

６　統括防火管理者の業務と責務

　　統括防火管理者は、（氏名等）　　　　　　　　　　　とし、この計画の作成及び実行についての全ての権原を持って次の業務を行うものとする。

　　なお、必要に応じ、関係のある管理権原者の指示を求めることができる。

　⑴　防火対象物全体の消火、通報及び避難訓練の実施に関すること。

　⑵　廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。

　⑶　消防用設備等の点検、整備の実施及び不備欠陥事項の改善促進

　⑷　作成、変更した全体についての消防計画の各関係者への周知

　⑸　各防火管理者又は防火管理に従事する者へ必要な指導、指示

　⑹　その他防火対象物全体についての防火管理上必要な業務

７　自主検査

　　統括防火管理者は、建物の共有部分、火気使用設備器具、消防用設備等、危険物施設その他について、別表　　自主検査チェック表により、定期点検を実施するものとする。

８　防火対象物の点検及び消防用設備等の点検

　⑴　防火対象物の点検は、各事業所の防火管理者が定める消防計画に基づき実施するものとする。ただし、共有部分については、別表　　消防用設備等点検計画表により（点検業者名）　　　　　　　　　が行う。

　⑵　消防用設備等の点検は、各事業所の防火管理者が定める消防計画に基づき実施するものとする。ただし、共有部分については、別表　　消防用設備等点検計画表により実施し、その結果は「防火対象物維持台帳」に記録しておくものとし（１又は３年）　　　　年に１回、その結果を消防長又は消防署長に報告する。

　⑶　統括防火管理者は、建物の共有部分等に設置されている消防用設備等の点検時に立ち会わなければならない。

９　点検、検査結果の記録及び保管

　　統括防火管理者は、点検した結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめて防火対象物維持台帳に記録及び保管するものとする。

10　避難施設及び防火設備等の維持管理

　　各防火管理者は、統括防火管理者の指導及び指示を遵守するとともに、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

　⑴　廊下、階段、避難口、避難通路その他の避難施設

　　ア　避難の障害となる設備を設けたり、物品を置かないこと。

　　イ　避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。

　⑵　防火設備

　　ア　防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かないこと。

　　イ　防火戸に隣接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

11　自衛消防の組織と任務分担

　⑴　自衛消防組織の編成（地震注意情報・予知情報（警戒宣言）が発せられた場合の組織、南海トラフ地震が発生した場合の組織を含む。）は、別表　　の任務分担により自衛消防組織を編成する。

　⑵　自衛消防隊長は、火災及び地震等の災害活動並びに訓練の実施にあたり、指揮、命令等の一切の権限を有するものとする。

　⑶　各担当（地区隊を設けた場合は、本部隊と地区隊）は、相互に協力し、火災及び地震等に対処するものとする。

　⑷　地区隊を設けた場合は、本部隊は自衛消防活動の中核をなし、火災等の発生地区隊と協力して災害活動にあたるものとする。

　⑸　地区隊の活動は、火災等の災害が発生した当該地区隊長の指揮のもとに初動措置を講ずるものとし、その活動は、各事業所の防火管理者が定める消防計画によるものとする。

　⑹　火災等の発生した地区以外の地区隊の活動は、発生した地区と隣接する地区の地区隊又は自衛消防隊長の命令を受けた地区隊を除いて、全て避難誘導にあたるものとする。

12　自衛消防活動

　⑴　本部隊の主な任務は次のとおりとし、災害発生時に初動対応及び全体の統制を行う。

　　ア　自衛消防活動の指揮統制、状況の把握

　　イ　消防隊に対する防火対象物の構造、その他必要な情報の提供、資料の提供及び消防隊の誘導

　　ウ　関係機関や関係者への連絡

　　エ　消防用設備等の操作運用

　　オ　避難誘導及び避難状況の把握

　　カ　地区隊への指揮や指示

　　キ　その他必要な事項

　⑵　本部隊は、地区隊が活動している場合、当該地区隊に対し、協力するとともに、指揮統制を行い、他の地区隊に支援を要請し活動させることができる。

　⑶　自衛消防隊長は、自衛消防隊全体を指揮するとともに、本部隊を直接指揮する。

　⑷　自衛消防隊の体制は、通報連絡担当（班）、初期消火担当（班）、避難誘導担当（班）、安全防護担当（班）及び応急救護担当（班）により構成するものとし、その任務は次のとおりとする。

　　ア　通報連絡担当（班）

　　　(ｱ)　火災が発生したときには、通報連絡担当（班）又は火災を発見した者は、周囲の者に知らせると同時に119番通報を行う。

　　　(ｲ)　119番通報するとともに、放送設備等を有効に活用し、出火階や出火場所を知らせ、消火及び避難が効率よくできるよう努める。

　　　(ｳ)　自衛消防隊長の指示、命令の担当又は地区隊への伝達及び各地区隊との連絡を行う。

　　イ　初期消火担当（班）

　　　(ｱ)　初期消火担当（班）は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

　　　(ｲ)　初期消火担当（班）は、近くにある消防用設備等を用いて消火する。

　　ウ　避難誘導担当（班）

　　　(ｱ)　火災発生地区へ直行し、避難開始の指示を伝達する。

　　　(ｲ)　非常口の開放及び開放の確認をする。

　　　(ｳ)　避難上障害となる物品の除去を行う。

　　　(ｴ)　逃げ遅れ、要救護者の確認及び本部隊への報告を行う。

　　エ　安全防護担当（班）

　　　(ｱ)　火災発生地区へ直行し、防火戸、防火シャッターの閉鎖を確認する。

　　　(ｲ)　非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止を行う。

　　　(ｳ)　エレベーター、エスカレーターの非常時の措置を行う。

　　　(ｴ)　立入禁止区域の設定を行う。

　　オ　応急救護担当（班）

　　　(ｱ)　応急救護所の設置を行う。

　　　(ｲ)　負傷者の応急手当を行う

　　　(ｳ)　救急隊との連携、情報の提供を行う。

13　休日及び夜間の防火管理体制（緊急連絡先　　　　　　　　　　　 ）

　⑴　休日及び夜間の防火管理体制

　　　休日及び夜間の勤務者は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

　⑵　休日及び夜間における自衛消防活動

　　　休日及び夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で次の初動措置を行う。

　　ア　通報連絡

　　　　火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせる。

　　イ　初期消火

　　　　全員が協力して、消防用設備等を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに、防火戸などの閉鎖を行うこと。

　　ウ　避難誘導

　　　(ｱ)　あらかじめ避難の優先順を想定しておく。

　　　(ｲ)　基本的に避難は出火階、次いで直上階の順で行う。

　　　(ｳ)　事前に自治会等と応援協定等を取り交わしている場合には、応援者に適切な指示ができるようにしておくこと。

　　　(ｴ)　休日及び夜間は、人手不足が予想されるので、備え付けの消防用設備等を有効に活用すること。

　　エ　消防隊への情報提供等

　　　(ｱ)　消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

　　　(ｲ)　逃げ遅れがある場合は、最優先の情報であるので速やかに報告すること。

14　地震対策（日常時の地震対策）

　⑴　統括防火管理者は、防火対象物全体における地震対策として、次の事項を行う。

　　ア　ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。

　　イ　窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。

　　ウ　火気設備器具等からの出火防止措置を行う。

　　エ　危険物等の流出、漏洩防止措置を行う。

　⑵　各事業所の日常の地震対策を含む地震時の対応については、各事業所の消防計画に定める。

15　大規模地震対策（南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）発令時）対応措置

　　統括防火管理者は、南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）が発表されたときは、各事業所の消防計画に定める対応を行わせるとともに、次のことを行う。

（中止・営業範囲制限・営業時間短縮等）

　⑴　営業は原則として　　　　　　　　　　　　　　　　する。

　⑵　情報の伝達方法

　　ア　南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）の発表を知った従業員は地震予知の内容を記録し、自衛消防隊長又は通報連絡担当（班）にその旨を連絡する。

　　イ　自衛消防隊長は、報告を受けた場合等、南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）を確認した時は、南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）が発表されたことを各担当（地区隊を設けた場合は、本部隊及び各地区隊）に伝達する。

　　ウ　通報連絡担当（班）は、自衛消防隊長の指示のもと非常放送及び拡声器等により南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）が発表されたことを顧客及び全従業員に周知させる。

　⑶　避難誘導等

　　　南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）が発表されたときは、避難誘導担当（班）は隊長の指示により速やかに配置につき、一時避難場所である（店外、駐車場等）　　　　　　　　　　　　まで誘導する。その後、必要な場合は（広域避難場所）　　　　　　　　を案内する。

　⑷　地震による被害の防止対策

　　ア　地震により、火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とする。

　　イ　被害防止措置として、窓ガラス等の破損、散乱防止措置、照明器具、　ロッカー、ＯＡ機器、物品などの転倒及び落下防止措置を行う。

　　ウ　予測される使用制限に備え、電気（発電機）、ガス（代替燃料）及び水（受水槽の確認、ポリバケツ等の用意）の確保に努める。

16　地震時の活動

　　地震時の活動は、日常の自衛消防活動によるほか、次の事項について行う。

　⑴　情報収集

　　　通報連絡担当（班）は、次のことを行う。

　　ア　テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。

　　イ　混乱防止を図るため、必要な情報は建物内にいる者全員に知らせる。

　⑵　避難誘導等

　　　避難誘導担当（班）は、建物内にいる者等の混乱防止に努め、次のことを行う。

　　ア　建物内にいる者等に声をかけ落ち着かせ、揺れが収まるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。

イ　揺れが収まったら一時避難場所（店外、駐車場等）　　　　　　　　　に避難させ、被害の状況を確認するとともに広域避難場所に誘導する。

　　ウ　避難は、防災機関の避難指示又は自衛消防隊長の命令により行い、先頭と最後尾等に避難誘導担当（班）を配置して行う。

　　エ　避難は全員が徒歩とし、原則、車両等は使用しない。

　　オ　避難するときは、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

　⑶　救出、救護

　　ア　救出、救護活動にあたっては、応急救護担当（班）を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して行う。

　　イ　負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、被害状況により負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。

17　地震後の安全措置

　　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とし、安全措置として出火防止対策に万全を期すとともに、次の事項を行う。

　⑴　火気設備器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止または電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。

　⑵　地震動終了後、火元責任者は、二次災害を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し異常が認められた場合は応急措置を行う。

　⑶　各設備器具は、安全を確認した後に使用する。

18　防災教育等

　⑴　統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識、技術を高めるために教育を行い、従業員に対する教育は、各事業所の消防計画によるものとする。

　⑵　防火管理業務に従事する者に対する教育の内容は、次の事項とする。

　　ア　全体についての防火管理に係る消防計画の周知徹底

　　イ　火災予防上の遵守事項

　　ウ　自衛消防隊の編成とその任務

　　エ　消防用設備等及び防災設備等の機能及び取扱要領

　　オ　南海トラフ地震に関連する情報（臨時・関連解説情報）、地震情報発表時の対応要領

　　カ　その他火災予防及び地震対策上必要な事項

19　全体についての自衛消防訓練

　　全体についての自衛消防訓練は、次のとおり実施する。

　⑴　統括防火管理者は、防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練等を　　　月に実施するものとする。

　⑵　統括防火管理者は訓練実施結果を防火管理維持台帳へ保管するものとする。

　⑶　統括防火管理者及び防火管理者は、訓練の結果を検証し、次回の訓練へ反映させるものとする。

　⑷　統括防火管理者は、訓練不参加の管理権原者（テナント）に対し、訓練に参加するよう指示することができる。

　⑸　統括防火管理者は、訓練を実施する場合は、あらかじめ所轄の消防署へ届け出をするものとする。

(別表　　)

各管理権原者の責任範囲

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 事 業 所 名 | 管 理 権 原 者役 職 ・ 氏 名 | 責 任 範 囲 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |
| ４ |  |  |  |
| ５ |  |  |  |
| ６ |  |  |  |
| ７ |  |  |  |
| ８ |  |  |  |
| ９ |  |  |  |
| 10 |  |  |  |

※管理権原者が建物内に多数存在し、各管理権原者の責任範囲を本表に明示することが困難な場合は、図面等に当該管理権原者の責任範囲を明記する。

（別表　　）

　　　自　主　検　査　チ　ェ　ッ　ク　表　　　　　　月

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日 | 曜日 | 検　　査　　項　　目 |
| 避難通路等の物品の有無 | 火気設備器具の異常の有無 | 終業後の火気の確 認 | 吸い殻の処理 | 電気器具の配線の老朽化等 | その他 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |
| １０ |  |  |  |  |  |  |  |
| １１ |  |  |  |  |  |  |  |
| １２ |  |  |  |  |  |  |  |
| １３ |  |  |  |  |  |  |  |
| １４ |  |  |  |  |  |  |  |
| １５ |  |  |  |  |  |  |  |
| １６ |  |  |  |  |  |  |  |
| １７ |  |  |  |  |  |  |  |
| １８ |  |  |  |  |  |  |  |
| １９ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２０ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２１ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２２ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２３ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２４ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２５ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２６ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２７ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２８ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２９ |  |  |  |  |  |  |  |
| ３０ |  |  |  |  |  |  |  |
| ３１ |  |  |  |  |  |  |  |

(備考)　不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例)　○…良　　×…不備・欠陥　　△…即時改修

（別表　　　）

|  |  |
| --- | --- |
| 統括防火管理者 |  |

消 防 用 設 備 等 点 検 計 画 表

１　防火対象物定期点検（消防法第８条の２の２）

　　点検業者名：

　　点検実施日：　　　　　　　月　　　日

２　消防用設備等定期点検（消防法第17条の３の３）

　　点検業者名：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 消防用設備等の種類 | 点　　検　　計　　画 | 備　考 |
| 機　器 | 機　器 | 総　合 |
| 消火設備 |  | 月 | 月 | 月 |  |
|  | 月 | 月 | 月 |  |
|  |  |  |  |  |
| 警報設備 |  | 月 | 月 | 月 |  |
|  | 月 | 月 | 月 |  |
|  |  |  |  |  |
| 通報設備 |  | 月 | 月 | 月 |  |
|  | 月 | 月 | 月 |  |
|  |  |  |  |  |

(備考) 消防署への報告時期（点検終了の時期から15日以内とする。）

|  |
| --- |
| （別表　　）　　自 衛 消 防 隊 の 編 成 と 任 務 |
| 　　自衛消防隊長　　　　　　　　　　　　（自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。） |
| 自　衛　消　防　隊　の　編　成　（　平　常　時　） |
| 通報連絡担当　　　　　　　　　　　　　初期消火担当　　　　　　　　　　　　　避難誘導担当　　　　　　　　　　　　　安全防護担当　　　　　　　　　　　　　応急救護担当　　　　　　　　　　　　 |  |
| 平常時の任務 | 警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務 | 南海トラフ地震に伴う津波警報が発せられた場合の組織編成と任務 |
| 通報連絡担当（情報収集連絡） | 消防機関への通報及び通報した旨の確認、館内への非常放送並びに指示命令の伝達、関係者への連絡 | ＴＶ、ラジオ等により情報収集し、顧客、従業員等へ伝達する。 | 地震及び津波の情報収集、館内への非常放送並びに指示命令の伝達、関係者への連絡 |
| 初期消火担当(出火防止) | 出火場所への急行、消火器等による初期消火 | 出火防止担当。火気等の遮断確認、危険物点検、ボンベ・タンクの固定等を行う。 | 他の担当を補助 |
| 避難誘導担当 | 出火時における避難者の誘導、負傷者及び逃げ遅れた者の確認、非常口の開放並びに開放の確認と避難障害物品の除去 | 平常時と同様の編成とし、本部の指揮により避難誘導を行う。 | 建物内の避難路の確保、避難者の誘導、避難方法と方向の指示、避難経路の掲出、混乱の発生防止 |
| 安全防護担当 | 水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作 | 点検担当。転倒、落下防止措置、非常電源確保ほか、出火防止を行う。 | 他の担当を補助 |
| 応急救護担当 | 応急救護所の設置、負傷者に対する応急処置、救急隊との連携、情報の提供 | 応急措置担当として編成し、危険箇所の補強・整備、救出資機材、非常持出物品等の確認を行う。 | 他の担当を補助 |

留意事項

自衛消防隊長は、管理権原者又はこれに準ずる者を指定し、消防計画には役職名などを記入します。

|  |
| --- |
| （別表　　）　自衛消防隊の編成と任務（地区隊を設ける場合） |
| 　　自衛消防隊長　　　　　　　　　　　　　（自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。）　　自衛消防隊副隊長　　　　　　　　　　　　　（自衛消防隊長を補佐し、自衛消防隊長が不在の場合は、その職務を代行する。） |
| 自　衛　消　防　隊　の　編　成　（　平　常　時　） |
| 本部隊　本部隊長通報連絡班　　　　　　　　　　　　　　　　初期消火班　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班　　　　　　　　　　　　　　　　安全防護班　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班　　　　　　　　階　地区隊長通報連絡班　　　　　　　　　　　　　　　　初期消火班　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班　　　　　　　　　　　　　　　　安全防護班　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班　　　　　　 | 　　階　地区隊長通報連絡班　　　　　　　　　　　　　　　　初期消火班　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班　　　　　　　　　　　　　　　　安全防護班　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班　　　　　　　　階　地区隊長通報連絡班　　　　　　　　　　　　　　　　初期消火班　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班　　　　　　　　　　　　　　　　安全防護班　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班　　　　　　 |
| 平常時の任務 | 警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務 | 南海トラフ地震に伴う津波警報が発せられた場合の組織編成と任務 |
| 通報連絡班（情報収集連絡） | 消防機関への通報及び通報した旨の確認、館内への非常放送並びに指示命令の伝達、関係者への連絡 | ＴＶ、ラジオ等により情報収集し、顧客、従業員等へ伝達する。 | 地震及び津波の情報収集、館内への非常放送並びに指示命令の伝達、関係者への連絡 |
| 初期消火班(出火防止) | 出火場所への急行、消火器等による初期消火 | 出火防止担当。火気等の遮断確認、危険物点検、ボンベ・タンクの固定等を行う。 | 他の担当を補助 |
| 避難誘導班 | 出火時における避難者の誘導、負傷者及び逃げ遅れた者の確認、非常口の開放並びに開放の確認と避難障害物品の除去 | 平常時と同様の編成とし、本部の指揮により避難誘導を行う。 | 建物内の避難路の確保、避難者の誘導、避難方法と方向の指示、避難経路の掲出、混乱の発生防止 |
| 安全防護班 | 水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作 | 点検担当。転倒、落下防止措置、非常電源確保ほか、出火防止を行う。 | 他の担当を補助 |
| 応急救護班 | 応急救護所の設置、負傷者に対する応急処置、救急隊との連携、情報の提供 | 応急措置担当として編成し、危険箇所の補強・整備、救出資機材、非常持出物品等の確認を行う。 | 他の担当を補助 |

留意事項

　１　自衛消防隊長は、管理権原者又はこれに準ずる者を指定し、消防計画には役職名などを記入します。

２　地区隊長は階ごとに、受持担当区域内の責任者と通報・消火・避難などの担当者を指定することが望ましく、消防計画には役職・係名・係担当者名などを記入します。

（別表　　）

　　　　　　　　　　　　　　　防火管理業務の一部委託状況表　　　(　　　　年　月　日現在)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 防火管理対象物名称 | 　 | 再受託者の有無 |
| 管理権原者氏名 | 　電話番号 | □　無し□　一部有り□　全部 |
| 防火管理者氏名 | 　電話番号 |
| 受託者の氏名及び住所等〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕 | 　 |
| 受託者が再委託する場合記入 |
| 氏名(名称)住所(所在地)電話番号担当事務所電話番号 | 　 | 　 |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | 常駐方式 | 範囲 | □　火気使用箇所の点検監視業務□　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管　　理□　火災が発生した場合の初動措置　□初期消火　　□通報連絡　　　□避難誘導□その他(　　　　　　　　　　　　　)□　周囲の可燃物の管理□　その他(　　　　　　　　　　　　　) | □　同左□　同左□　同左　□初期消火　□通報連絡　□避難誘導　□その他(　　　)□　同左□　その他(　　　) |
| 方法 | 常駐場所常駐人員委託する防火対象物の範囲委託する時間帯 | 　 | 　 |
| 巡回方式 | 範囲 | □　巡回による火気使用箇所の点検等監視業務□　火災が発生した場合の初動措置　□初期消火　□通報連絡　□その他(　　　　)□　その他(　　　　　　　　　　　　) | □　同左□　同左　□初期消火　□通報連絡□その他(　　　)□　その他(　　　) |
| 方法 | 巡回回数巡回人員委託する防火対象物の区域委託する時間帯 | 　 | 　 |
| 遠隔移報方式 | 範囲 | □　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務□　火災が発生した場合の初動措置　□初期消火　□通報連絡　□その他(　　　)□　その他(　　　　　　　　　　　) | □　同左□　同左　□初期消火　□通報連絡□その他(　　　)□その他(　　　　) |
| 方法 | 現場確認要員の待機場所到着所要時間委託する防火対象物の区域委託する時間帯 | 　 | 　 |

（備考）「受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法」については、該当する項目の□に✓を付すること。

**管理権原の範囲について（例）**

**１階**

|  |  |
| --- | --- |
| **テナントＡ****（飲食店）** | **テナントＢ****（物品販売店舗）** |
| **通路** |  |
| **テナントＣ****（飲食店）** |  |
|  |
|  |
|  |
|  |

**２階**

|  |  |
| --- | --- |
| **テナントＤ****（事務所）** | **テナントＤ****（事務所）** |
| **通路** |  |
| **テナントＤ****（事務所）** |  |
|  |
|  |
|  |
|  |

**３階**

|  |  |
| --- | --- |
| **テナントＥ****（共同住宅）** |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

**テナントＡ部分　　　テナントＢ部分　　　テナントＣ部分**

**テナントＤ部分　　　テナントＥ部分**

**共有部分（使用する各占有者で管理する部分）**